

## 浦河赤十字訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 日本赤十字社が開設する浦河赤十字訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師及び作業療法士等（以下「看護師等」という。）が、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者等に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浦河赤十字訪問看護ステーション
- (2) 所在地 浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号 浦河赤十字病院内

### (職員の職種、員数、及び職務内容、※指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を兼務)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務、看護師）  
管理者は、ステーションの従事者の管理、訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は院内の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護師 常勤換算2.5名以上（うち1名は常勤）  
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、医師の指示に基づき訪問看護を提供する。
- (3) 事務職員 1名（常勤兼務）  
事務職員は、診療報酬・介護報酬の請求等に関する事務に従事する。

### (訪問日及び訪問時間)

第5条 ステーションの訪問日及び訪問時間は、次のとおりとする。

- (1) 訪問日は下記の日を除く月曜日から金曜日までとする。  
国民の祝日、12月29日から1月3日、5月1日（創立記念日）及び土曜日・日曜日
- (2) 訪問時間 午前9時から午後4時までとする。  
なお、上記の訪問時間にかかわらず、電話等により連絡可能な体制をとり、必要に応じて緊急時訪問を行うものとする。

### (訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置

- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテルや医療機器等の管理
- (10) 服薬の管理・指導
- (11) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

- 第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別紙「利用料金表」のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。なお、健康保険等の場合は、診療報酬の額による。
- 2 次条の通常事業の実施地域で訪問看護を提供した場合の交通費は、別紙「利用料金表」の通り徴収する。
  - 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施地域は浦河町全域、様似町（幌満地区・旭地区は除く）とする。

(緊急時における対応方法)

- 第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
  - 3 土日祝祭日及び夜間において、利用者から連絡を受けた場合は、必要に応じて緊急時訪問を行う。

(事故発生時の対応)

- 第10条 看護師等は訪問看護を実施中に、事故が発生した時は、利用者の生命、および健康と安全を優先的に考え行動する。
- 2 事故の状況に応じて速やかに主治医及び管理者、家族、ケアマネジャーに報告しなければならない。
  - 3 事故の再発防止のため、事故の状況及び事故に際して取った処置について事故発生報告書を記録し、市町村等関係機関に報告する。

(感染症に関する事項)

- 第11条 ステーション内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 ステーション内における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 3 ステーション内における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - 4 ステーション内において、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 看護師等は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画（以下「業務継続計画」という。）

- を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 看護師等に対し、業務継続計画について説明、周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的  
に実施するものとする。
  - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第13条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ず  
るものとする。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護  
師等に周知徹底を図る。
  - 3 虐待防止のための方針を整備する。
  - 4 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
  - 6 訪問看護提供中に、当ステーションの看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護  
するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村  
に通報するものとする。

(就業環境の確保)

- 第14条 適切な訪問看護提供の観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とし  
た言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、看護師等の就業環境を害され  
ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(第三者評価の実施)

- 第15条 事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行なうもの  
とする。

(苦情に対する措置)

- 第16条 管理者は提供した訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅  
速かつ適切に対応するため、窓口担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を  
講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(その他の運営についての留意事項)

- 第17条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また業務  
体制を整備する。
- (1) 採用時研修
  - (2) 継続研修
  - (3) その他
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でな  
くなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は浦河赤十字病院と浦河赤十字訪問看護ス  
テーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。
  - 5 決算報告は日本赤十字社会計規則を適用し、独立した収支決算書を作成する。
  - 6 帳簿等記録の保管は浦河赤十字病院文書取扱規程を適用する。

附則 この規定（医療保険）は

平成 9年10月 1日から施行する。

平成12年 4月 1日 一部改正

平成13年11月 1日 一部改正

平成14年 4月 1日 一部改正

平成14年10月 1日 一部改正

（診療報酬改定）

平成29年 6月 1日 一部改正

平成30年 4月 1日 一部改正

平成30年 5月 1日 一部改正

平成30年 7月 1日 一部改正

平成31年 2月 2日 一部改正

平成31年 2月18日 一部改正

平成31年 3月 1日 一部改正

平成31年 3月11日 一部改正

平成31年 4月 1日 一部改正

令和 2年 3月 1日 一部改正

令和 3年 4月 1日 一部改正

令和 4年 2月 1日 一部改正

令和 4年 4月 1日 一部改正

令和 4年10月 1日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正

この規定（介護保険）は

平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年11月 1日 一部改正

平成14年 4月 1日 一部改正

平成17年 4月 1日 一部改正

平成18年 5月 1日 一部改正

平成20年 7月 1日 一部改正

平成22年 4月 1日 一部改正

平成29年 2月 1日 一部改正

平成29年 6月 1日 一部改正

平成30年 4月 1日 一部改正

平成30年 5月 1日 一部改正

平成30年 7月 1日 一部改正

平成31年 2月 2日 一部改正

平成31年 2月18日 一部改正

平成31年 3月 1日 一部改正

平成31年 3月11日 一部改正

平成31年 4月 1日 一部改正

令和 2年 3月 1日 一部改正

令和 2年10月 1日 一部改正

令和 3年 4月 1日 一部改正

令和 4年 2月 1日 一部改正

令和 4年 4月 1日 一部改正

令和 4年10月 1日 一部改正

令和 5年12月27日 一部改正

この規定（医療保険と介護保険を一本化）し

令和 7年 4月 1日から施行する。